

# 議 決 事 項

## 公告第7号

宮城県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程

宮城県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程（平成29年規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「事務」の次に「市区町村、」を加える。

第5条の表中「個人番号、被保険者番号、氏名、生年月日、資格情報その他の医療保険者等向け中間サーバ等に係る個人番号利用事務を処理するために必要な情報」を「個人番号、被保険者番号等（被保険者証記号、被保険者証番号、被保険者証枝番）、氏名、生年月日、資格情報その他の医療保険者等向け中間サーバ等に係る個人番号利用事務を処理するために必要な情報」に改める。

第16条第3項に次のただし書を加える。

ただし、第4条第1項第6号に規定する事務にあつては、委託元及び連合会への報告は当該事務の連合会からの委託先（委託元から見ると再委託先）である国民健康保険中央会にて行うものとし、次項において同じとする。

### 附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

宮城県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会設置規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会設置規則（平成30年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「委員会」の次に「又は部会」を加え、「11,600円」を「18,000円」に改め、同項第2号中「部会に出席し、又は」を削り、「8,000円」を「18,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- この規則は、令和2年10月1日から施行する。  
（任期に係る調整）
- 第5条第1項の規定にかかわらず、令和2年10月1日に委嘱された委員及び部会委員の任期は令和5年3月31日までとする。

宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則（平成 19 年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「連合会は、療養の給付に関する費用の請求に係る審査並びに診療報酬、公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）に定める公費負担医療に関する費用、出産育児一時金等及び「風しんの追加的対策における集合契約について」（平成 31 年 2 月 22 日付け健発 0222 第 12 号厚生労働省健康局長通知）を「診療報酬請求書の審査の業務並びに国民健康保険に係る診療報酬、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）に定める公費負担医療に関する費用、健康保険に係る診療報酬、出産育児一時金等及び「風しんの追加的対策における集合契約について」（平成 31 年 2 月 22 日付け健発 0222 第 12 号厚生労働省健康局長通知）又は「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種における集合契約等について」（令和 2 年 12 月 28 日付け健発 1228 第 9 号厚生労働省健康局長通知）」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 2 月 9 日から施行する。

公告第 8 号

令和 2 年度各種会計歳入歳出補正予算

令和 2 年度一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,097,550 千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,416,100 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 3 号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,000 千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,233,207 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

令和2年度一般会計歳出補正予算（第3号）

令和2年度一般会計歳出補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の総額は、19,416,100千円とする。

2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳出予算の金額は、別表「歳出予算補正」による。

---

令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,920千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,795千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和2年度介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

令和2年度介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185,374,847千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和2年度介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出補正予算  
（第1号）

令和2年度介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,389,857千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ910,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,165,075千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

公告第9号

## 令和3年度事業計画

宮城県国民健康保険団体連合会「令和3年度事業計画」を、次のとおり定める。

（令和3年度事業計画のとおり）

---

令和 3 年度宮城県国民健康保険団体連合会会員負担金及び各種審査支払手数料等

令和 3 年度における一般負担金、各種審査支払手数料等の額は、次に定めるところによる。

I 一般負担金

- 1 会員割 1 保険者 50,000 円
- 2 被保険者割

(一般負担金総額 (199,612,000 円) - 会員割総額 (1,950,000 円) )

令和元年度各保険者年間平均被保険者数

×  $\frac{\text{令和元年度各保険者年間平均被保険者数}}{\text{令和元年度年間平均被保険者数 (492,931 人)}}$

令和元年度年間平均被保険者数 (492,931 人)

II 直診負担金

区 分	賦課基準	単 価
1 施設割	病 院	20,000 円
	診療所	7,000 円
2 病床割	1 床当たり	300 円

III 医療保険に関する手数料等

1 診療報酬等審査支払手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 国保審査支払手数料	県内分 1 件当たり	62 円 61 銭 (令和 3 年 3 月審査、4 月調定分から適用)
	県外分 1 件当たり	各国保連合会設定単価 (令和 3 年 4 月審査、5 月調定分から適用)
2 公費負担医療審査支払手数料	1 件当たり	94 円 (令和 3 年 4 月審査、5 月調定分から適用)
3 レセプト電算処理システム手数料	1 件当たり	68 銭

2 療養費審査手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 一般療養費審査手数料	国保 1件当たり	62円61銭 (令和3年3月審査、4月調定分から適用)
2 柔整療養費審査支払手数料	国保 1件当たり	62円61銭 (令和3年3月審査、4月調定分から適用)

3 共同電算処理委託手数料

(1) 共同電算処理委託手数料

- ・ 件数割 1件当たり 14円87銭×令和元年度事業年報の件数
- ・ 被保険者数割 1人当たり 42円 2銭×令和元年度事業年報の年間平均被保険者数

(2) その他委託料

区 分	賦課基準	単 価
1 乳幼児医療費助成手数料	1件当たり	32円
2 出産育児一時金等支払事務費	1件当たり	210円
3 退職者医療事業分担金	1人当たり	国で定める基準単価による
4 海外療養費調査事務手数料	1件当たり	国保中央会で定める単価による

(3) オプション

(消費税別途)

項 目	賦課基準	単 価
1 医療費通知	1世帯当たり	1か月分 44円60銭
		2か月分 47円50銭
		3か月分 53円
		4か月分 58円
		6か月分 75円
2 後発医薬品利用差額通知	1枚当たり	44円60銭
3 後発医薬品利用差額通知コールセンター業務		保険者（全国）の被保険者数による 按分（実績割）

4 国保情報集約システム運用委託手数料

必要な経費の合計額 (92,024,046 円) ÷ 令和元年度年間平均市町村被保険者数 (467,317 人) ÷ 12  
 =月単価被保険者1人当たり 16円41銭

IV 介護保険に関する手数料等

1 介護給付費審査支払手数料 (令和3年4月審査、5月調定分から適用)

区 分	賦課基準	単 価
1 介護給付費審査支払手数料 (特例介護給付費含)	1件当たり	60円
2 介護予防・日常生活支援総合事業費審査 支払手数料	1件当たり	60円
3 公費負担医療等介護給付費審査支払手数料	1件当たり	95円

2 介護保険者事務共同処理手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 要介護認定更新支援処理手数料	1件当たり	20円 (令和3年4月通知分から適用)
2 償還払給付額管理処理手数料	1件当たり	60円 (令和3年4月処理分から適用)
3 高額介護サービス費支給処理手数料	1件当たり	20円 (令和3年4月通知分から適用)
4 市町村特別給付等支払処理手数料	1件当たり	60円 (令和3年4月審査、5月調定分から適用)
5 主治医意見書作成料支払処理手数料	1件当たり	50円 (令和3年4月処理分から適用)
6 認定調査委託料支払処理手数料	1件当たり	20円 (令和3年4月処理分から適用)

(消費税別途)

7 介護給付費通知作成処理手数料	1件当たり	35円 (令和3年4月処理分から適用)
8 共同処理保守業務手数料	1保険者当 り (年額) <small>※令和3年4月1日を 基準とするもの。</small>	50,000円 (令和3年4月処理分から適用)

※ 「8」については、高額医療・高額介護合算事務手数料が含まれるもの。

3 年金特別徴収経由機関事務手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 年金特別徴収経由機関事務手数料	第1号被保険者 1人当たり	6円27銭

V 障害者総合支援給付等に関する手数料

1 障害介護給付費等審査支払手数料（令和3年4月審査、5月調定分から適用）

区 分	賦課基準	単 価
1 障害介護給付費審査支払手数料	1件当たり	140円
2 障害児給付費審査支払手数料	1件当たり	140円

2 障害福祉サービス等に関する市町村事務共同処理手数料（令和3年4月受付、5月調定分から適用）

区 分	賦課基準	単 価
1 特例介護給付費審査支払手数料	1件当たり	140円
2 特例障害児給付費審査支払手数料	1件当たり	140円

VI 特定健診等データ管理システム手数料（令和3年3月受付、4月調定分から適用）

区 分	賦課基準	単 価
1 データ管理手数料	1件当たり（健診データ受信時に 1回賦課）	180円
2 費用決済手数料	1件当たり（費用決済データ受信 毎に賦課）	20円10銭
3 国保中央会手数料	1件当たり（データ受信毎に賦課）	37円24銭

VII 後期高齢者医療に関する手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 診療報酬審査支払手数料	県内分 1件当たり	59円 (令和2年3月審査、4月調定分から適用)
	県外分 1件当たり	各国保連合会設定単価 (令和2年4月審査、5月調定分から適用)

2 一般療養費審査手数料	1件当たり	59円 (令和2年3月審査、4月調定分から適用)
3 柔整療養費審査支払手数料	1件当たり	59円 (令和2年3月審査、4月調定分から適用)
4 電算処理受託手数料		契約に基づく金額による

令和3年度各種会計歳入歳出予算

詳細は(別紙総括表)のとおり

公告第11号

債務負担行為の設定

宮城県国民健康保険団体連合会財務規則(平成11年規則第2号)第15条の6の規定に基づき、次のとおり債務負担行為を設定する。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内容		
		期間	金額	期間	金額	特定財源		一般財源
						国・県 支出金	その他	
1 国民健康保険レセ電コード情報ファイル提供業務について令和5年度までに4,000千円を限度として支払うものとする。	千円 4,000		千円	令和3年度 ～ 令和5年度	千円 4,000			千円 4,000